入院患者様の口腔管理に係る連携体制について

当院では、入院患者様が安心して療養生活を送り、早期に回復されるよう、地域の歯科医療機関と連携して口腔管理（お口のケアや専門的な診察）を行う体制を整えています。

1. 連携の目的

入院中の口腔状態の悪化は、誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）などの感染症リスクを高めたり、お食事の摂取を困難にしたりする原因となります。専門的な歯科診療・口腔管理を行うことで、これらを予防し、全身状態の改善を支援します。

2. 連携歯科医療機関名

- 森原歯科医院
 住　　所：霧島市国分中央三丁目 12 番 57 号
 電話番号：0995-45-0116

3. 取り組みの内容

〇入院時にお口の状態を確認し、主治医が歯科受診の必要性を判断した場合、患者様又はご家族の同意を得た上で、上記連携歯科医療機関へ訪問診療を依頼します。

〇歯科医師・歯科衛生士による専門的な口腔診察や口腔ケアの指導、必要な処置を実施します。

4. 費用について

歯科医療機関による診療が行われた場合、医科（当院）において以下の点数を算定致します。

◎口腔管理連携加算：600 点（入院中 1 回に限る）

※歯科医療機関側でも別途、歯科診療等に係る費用（医科連携訪問加算など）が発生します。

詳細について不明な点がございましたら、病棟スタッフ又は受付窓口までお気軽にお尋ねください。

2026 年 10 月

国分生協病院　院長